

官報

号外 昭和三十六年四月二十日

第三十八回 衆議院會議録 第三十一号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十六年四月二十日

午後一時開議

第一 国家公務員等退職手当法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

第二 昭和二十三年六月三十日以
前に給付事由の生じた国家公務
員共済組合法等の規定による年
金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

第三 公共企業体職員等共済組
合法の一部を改正する法律案(内
閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

日程第一 国家公務員等退職手当
法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二 昭和二十三年六月三十
日以前に給付事由の生じた国家
公務員共済組合法等の規定によ
る年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三 公共企業体職員等共済
組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

後進地域の開発に関する公共企業
に係る国の負担割合の特例に関
する法律案(内閣提出)

午後一時三十六分開議
○議長(清瀬一郎君) これより會議を
開きます。

日程第一 国家公務員等退職手当
法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二 昭和二十三年六月三十
日以前に給付事由の生じた国家
公務員共済組合法等の規定によ
る年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第三 公共企業体職員等共済
組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、国家
公務員等退職手当法の一部を改正する
法律案、日程第二、昭和二十三年六月
三十日以前に給付事由の生じた国家公
務員共済組合法等の規定による年金の
額の改定に関する法律等の一部を改正
する法律案、日程第三、公共企業体職

員等共済組合法の一部を改正する法律
案、右三案を一括して議題といたしま
す。

国家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十六年三月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

国家公務員等退職手当法の一部
を改正する法律

国家公務員等退職手当法(昭和二
十八年法律第八十二号)の一部を
次のように改正する。

附則第七項中「第七条」の下に「又
は同条及び第七条の二第二項若しく
は附則第九項」を加える。

附則第九項以下を二項ずつ繰り下
げ、附則第八項の次に次の二項を加
える。

9 昭和二十年八月十五日において
外地の官署に所属する職員であつ
た者、同日において外国政府に使
用される者であつた者(職員又は
地方公務員として在職した後引き
続いて当該使用される者となつた
者に限る。)その他の政令で定める

者で同日において本邦外にあつた
もののうち、昭和二十八年八月一
日以後においてその本邦に帰還し
た日から政令で定める期間内に再
び職員となつたもの又は同年八月
一日以後において当該期間内に地
方公務員となり、引き続き地方公
務員として在職した後引き続き
再び職員となつたものの勤続期間
(附則第四項に規定する勤続期間
に該当するものを除く。)について
は、政令で別段の定めをすること
ができる。

10 昭和二十八年七月三十一日に現
に在職する職員、同日に現に地方
公務員として在職し、同日後に引
き続いて職員となつた者又は前項
に規定する者のうち、先に職員と
して在職した後退職手当(これに
相当する給与を含む。)の支給を受
けて政令で定める退職をし、か
つ、再び職員となり、又は地方公
務員となつたことがあるもので政
令で定める要件をみたすものが退
職した場合におけるその者に対す
る第三条から第五条までの規定に
よる退職手当の額は、第三条から
第六条まで及び第七条の二第二項
の規定にかかわらず、同項の規定

昭和三十三年六月二十日 衆議院會議録第三十二号 国家公務員等退職手当法の二部を改正する法律案外二案

に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法附則第七項、附則第九項及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

理由

外地からの引揚げその他特殊の事由により退職した後再び職員となつた者等について、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十六年三月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律の一部改正)

第一条 昭和三十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律(昭和三十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「別表の仮定俸給を」を「別表第一の仮定俸給を」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により年金額を改定された年金のうち、その算定の基準となる別表第一の下欄に掲げる仮定俸給が二万八千円以下のものであるものは、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつてい

る年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 昭和三十三年六月三十日以前

から引き続き在職し、同年七月一日から同年十一月三十日まで間に退職し、又は死亡した者(同年六月三十日に退職したものとすればその者に係る年金につき前二項の規定の適用を受けべき者に限る。)で、同年六月三十日に退職したものとみなして前二項の規定を適用した場合に受けるべき年金の額が現に受けている年金の額をこえることとなるものについては、その者又はその遺族の申出により、昭和三十六年十月分以後、同日に退職したものとみなしてこれら

の規定に準じて年金額を改定することができる。

第二条第一項中「別表の仮定俸給を」を「別表第一の仮定俸給を」に改め、同条第二項中「前条第二項及び第三項」を「前条第四項及び第五項」に、「前項」を「前

別表第二

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額改定法の仮定俸給	仮定俸給
六、〇〇〇	七、四〇〇
六、二〇〇	七、六五〇
六、六五〇	八、一五〇
七、一五〇	八、六五〇
七、四〇〇	八、九五〇
七、六五〇	九、二五〇
七、九〇〇	九、八五〇
八、四〇〇	一〇、六五〇
八、六五〇	一一、一〇〇
八、九五〇	一一、五五〇
九、五五〇	一二、四五〇
九、八五〇	一二、九〇〇
一〇、二五〇	一三、四〇〇
一一、一〇〇	一四、六〇〇
一一、五五〇	一五、二〇〇
一二、四五〇	一六、四〇〇
一三、四〇〇	一七、八〇〇
一四、六〇〇	一八、五〇〇
一五、八〇〇	一九、二〇〇
一六、四〇〇	二〇、〇〇〇
一七、八〇〇	二〇、八〇〇
一八、五〇〇	二一、六〇〇

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額の算定の基準となつてゐるこれらの規定に規定する年金額改定法の仮定俸給が六、〇〇〇円未満の場合においては、その仮定俸給の一・二三三三に倍に相当する金額(一円未満の端数は、切り捨てるものとし、その額が六、六五〇円未満となる場合には、六、六五〇円とする。)を仮定俸給とし、当該年金額改定法の仮定俸給のうちに六、〇〇〇円以上一八、五〇〇円未満に該当するもので、この表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項(第二号を除く。)
中「同法別表の仮定俸給」を「同法別表第一の仮定俸給」に、「第二条第二項において準用する同法第一条第二項を」第二条第三項において準用する同法第一条第四項(同条第一項に係る部分に限る。))に改め、同条の次に次の一条を加える。
第一条の二 昭和三十一年法律第一百三十三号第二条第二項におい

て準用する同法第一条第二項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつた同法別表第二の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

第二条第五項中「前条」を「第一条」に、「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「又は第三項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「前二項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三

項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第五項」を「第七項」に、「前条」を「第一条」に改め、「改定された額」の下に「(以下次項において「従前の改定額」といふ。))」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号に掲げる年金については、従前の改定額又は第二項において準用する前条の規定により改正された額が次の各号に掲げる障害の等級(別表第三の備考二の規定の適用後の等級とする。)に応じ当該各号に掲げる金額に満たないときは、昭和三十六年十月分以後、その額を当該各号に掲げる金額に改定する。

一 四級 七九、〇〇〇円(別表第三の備考二に規定する年金でその障害の程度が四級に該当するものにあつては、九五、〇〇〇円)
二 五級 五一、〇〇〇円
三 六級 三八、〇〇〇円
第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。この場合において、同項第一号に掲げる年金について準用するときは、同条第二項中「前条第二項及び第三項」とあるのは、「前条第二項」と読み替へるものとする。

第三条第一項第三号(ロを除く。)
中「同法別表」を「同法別表第一」に、「第一条第二項」を「第一条第四項(同条第一項に係る部分に限る。))」に改め、同条第三項前段中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「前条第二項から第四項まで並びに同条第五項中同条第二項及び第三項」を「前条第三項から第六項まで並びに同条第七項中同条第三項及び第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、前項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する第一条第五項中「前項」とあるのは「第三条第三項第二号」と、前条第三項中「昭和二十八年法律第六十号第三条又は第二項若しくは第七項において準用する第一

条第二項」とあるのは「第三条第三項又は同条第四項において準用する第一条第二項」と読み替へるものとする。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一条の二の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。
第五条中「前四条」を「前五条」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「第一条」の下に、「第一条の二」を加える。

理由

恩給法等の一部を改正する法律の施行に伴い、政府職員の共済組合に関する従前の法令の規定による年金で昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたもの等の額を改定す

昭和三十六年四月二十日 衆議院會議録第三十一号 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案外二案

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月二十九日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

(小字及び一は修正)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情である場合を含む。以下同じ。)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き継ぎ別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとする。

第五十八条第一項中「組合員期間

二十年以上の者」の下に「又は組合員期間十年以上二十年未満の組合員」を加え、同条第二項第一号中「組合員」を「組合員期間二十年以上の組合員」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 組合員期間十年以上二十年未

満の組合員が死亡した場合にあつては、組合員期間十年以上二十年未満に対し、俸給年額の百分の十に相当する金額とし、組合員期間十年以上一年を増すこととにその一年につき俸給年額の百分の一に相当する額を加算した金額

第五十九条第一項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

第六十条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 子又は孫で別表第四に掲げる

程度の廃疾の状態にある者以外の者が十八歳に達したとき。

五 子又は孫で別表第四に掲げる

程度の廃疾の状態にあるため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第六十一条に見出しとして「遺族

年金の停止」を附し、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同順位者から申請があつたとき」と「同順位者があつたとき」を「同順位者があつたとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

夫、父母又は祖父母に対する遺

族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第八十三条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(支払事務の委託)

第八十六条の二 組合は、政令で定めるところにより、長期給付の支払に關する事務を郵政大臣に委託することができる。

附則第五條第一項第一号イを次のように改め、同号ハ中「軍人恩給」を「普通恩給である軍人恩給」に改める。

イ 削除

附則第六條に次の一項を加える。

6 組合員期間十年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額は、第五十八条第二項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定した遺族年金の年額に相当する金額から、当該更新組合員に係る前条第一項各号に掲げる期間につき、第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する金額を減じた金額とする。

附則第九條中「(法律第百五十五号

附則第二十四条の二第二項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつてゐる實在職年の年

附則第十條を次のように改める。

第十條 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員でなかつたものが退職した場

合において、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならば

恩給に關する法令の規定による普通恩給(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定により普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。)を

受ける権利を有することとなるときは、第五十条第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は支給しない。

附則第十一條第一項中「附則第九條」を「前二條」に改め、同項第一号中「職員であつた期間」を「施行日前の職員であつた期間」に改める。

附則第十三條第二項中「二十年未

満」を「十年未満」に、「附則第九條から第十一條まで」を「附則第九條又は第十一條」に改め、同条第三項中「二十年未満」を「十年未満」に改める。

附則第十四條第四項を次のように

改める。

4 前条第二項又は第三項の規定による遺族年金の年額は、当該死亡を退職とみなしたならば当該更新組合員に支給すべきこととなる退職年金の年額の二分の一に相当する金額とする。

附則第十九條第一項中「恩給に關する法令の規定による普通恩給(軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定

による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。を「普通恩給」に改める。

附則第二十六條第一項前段中「附則第五條から第十八條まで」を附則第五條、第六條、第八條、第九條、第十一條から第十八條まで」に改め、同項後段を次のように改め、同項の表及び同條第二項後段を削る。

この場合において、これらの規定中「施行日」とあるのは「転入した日」と、附則第五條第一項第四号及び第十一條第一項第二号から第五号までの規定中「職員」並びに同項第一号中「職員であつた期間及びその前又は後に引き続き職員以外の国家公務員」とあるのはそれぞれ「職員又は国家公務員」と読み替へるものとする。

附則第三十二條中「第四項」を「第五項」と改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(遺族に関する経過措置)
第二條 改正後の公共企業体職員等

共済組合法(以下「新法」という。)の遺族の範囲及び順位に関する規

定は、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金についても、適用する。ただし、新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族以外の者が改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「旧法」という。)の規定によりこの法律の施行の時までの間に支給を受けた遺族年金は、返還すること

を要せず、新たに新法の規定により遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者に対して支給すべき当該遺族年金でこの法律の施行の時までの間に係るものは、支給しない。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定によりこの法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金の支給を受けるべき遺族である者(新法の規定による遺族年金の支給を受けるべき遺族に該当する者を除く)は、この法律の施行後も、旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、なお従前の例により、当該遺族年金の支給を受けることができる。

3 前項の場合においては、新たに新法の規定により当該遺族年金の支給を受けるべき遺族となつた者は、新法及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者(当該遺族年金を受けるときは、その全員)が旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができる。

は、新法及び第一項の規定にかかわらず、前項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者(当該遺族年金を受けるときは、その全員)が旧法第六十條第一項各号の一に該当するに至るまでは、当該遺族年金の支給を受けることができる。

第三條 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金で旧法の規定による遺族がないため支給されなかつたものについて、当該組合員であつた者の死亡の時に新法の遺族の範囲に関する規定を適用するとし、当該遺族一時金の支給を受けるべき遺族がある場合は、この法律の施行の日において、その新法の規定による遺族に当該遺族一時金を支給する。

2 この法律の施行前に給付事由が生じた遺族一時金(前項に規定するものを除く)に係る遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

(更新組合員)〇等
第四條 新法附則第十條〇の規定は、この法律の施行前に退職した更新

該部分を新法附則第二十六條第一項において組合員〇についても、適用する。適用する場合を含む。次項において同じ。等」という。

2 この法律の施行前に死亡した更新組合員〇等について、その死亡を退職とみなしたならば新法附則第十條〇の規定による退職年金を支給すべきこととなる場合は、その者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額については、新法附則第十四條第四項の規定の例によるものとする。

3 新法附則第十六條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員〇等であつた者又は更新組合員〇等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日以前日まで」と、「退職年金若しくは減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替へるものとする。

2 前項各号に掲げる恩給公務員期間内には、普通恩給である軍人恩給(以下「軍人普通恩給」という。)又はこれに係る扶助料(以下「軍人扶助料」という。)を受ける権利の基礎となつて恩給公務員期間を含まないものとする。

(従前の給付に関する経過措置)
第五條 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(組合員期間の計算に関する特例)
第六條 この法律の施行前に退職し又は死亡した更新組合員及び転入組合員(以下「更新組合員等」という。)について、次の期間を組合員期間に算入して旧法の規定を適用するとし、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる場合は、昭和三十三年七月一日からその期間を組合員期間に算入して、これらの者に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 旧法附則第五條第一項第一号イに掲げる恩給公務員期間
二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつて恩給公務員期間

二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつて恩給公務員期間

二 一時恩給である軍人恩給の基礎となつて恩給公務員期間

3 第一項各号に掲げる期間を有する更新組合員等がこの法律の施行前に退職し又は死亡した場合において、その者又はその遺族がすでに旧法の規定により退職年金若しくは減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するときは、昭和三十五年七月分以降について、その期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

4 第一項及び前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

5 新法附則第十六条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第三項中「退職一時金」とあるのは、「一時金である給付」と、「更新組合員であつた者」とあるのは、「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と読み替へるものとする。
(重複期間に対する一時金)
第七条 この法律の施行の際現に更新組合員等である者(旧国家公務

員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。)の当該組合員期間に算入される同法の長期組合員であつた期間(控除期間を除く。以下この条において同じ。)のうちに、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者に一時金を支給する。

2 前条第一項又は第三項の規定の適用を受ける更新組合員等であつた者の当該組合員期間に算入される旧国家公務員共済組合法の長期組合員であつた期間のうちに、前条第一項第一号に掲げる期間がある場合は、その期間につき、この法律の施行の日において、その者又はその遺族に一時金を支給する。ただし、その者又はその遺族が新法附則第二十条第一項の規定による申出をした場合において、当該旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金を受ける権利の基礎となつていない期間については、この限りでない。

3 新法附則第十八条第三項から第五項までの規定は、前二項の一時

金について準用する。ただし、その金額の算定は、昭和三十五年六月三十日(その日前に退職し又は死亡した更新組合員等であつた者に係る場合は、その退職又は死亡の日)における俸給日額を基礎として行なうものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、他の法律の規定により、これらの規定による一時金に相当する給付を受けるべき者及びその遺族については、適用しない。

(軍人普通恩給等の受給権の放棄)
第八条 軍人普通恩給を受ける権利を有する更新組合員等若しくは更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族で当該軍人普通恩給に係る軍人扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十六年六月三十日までに当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利は、昭和三十五年六月三十日において消滅したものとみなす。

2 前項の申出をした更新組合員等であつた者及び同項の申出をした

遺族に係る更新組合員等であつた者は、旧法の長期給付に関する規定の適用については、その退職又は死亡の時にすでに当該軍人普通恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 新法附則第十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、新法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員等であつた者又は更新組合員等であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「昭和三十五年六月三十日まで」と、「退職年金、減額退職年金」と、「退職年金若しくは減額退職年金」及び「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替へるものとする。

4 第一項の申出をした者の当該軍人普通恩給又は軍人扶助料を受ける権利の基礎となつていない期間については、新法附則第十八条第一項(新法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。)並び

に前条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
(費用の負担等)
第九条 附則第四条及び第六条から前条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

2 附則第三条第一項、第四条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定による給付は、新法の規定の適用については、新法の規定による組合の給付とみなす。
(郵政省設置法の一部改正)
第十条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第二号を次のように改める。

二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社、日本放送協会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務
第九条第十号を次のように改める。

十 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

(郵政事業特別会計法の一部改正) 第十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は国家公務員共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合」に改める。

○議長(清淵一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、外地からの引き揚げその他特殊の事由によって退職した後、再び職員となった者等につきまして、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、これらの者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算等について、新たに次のような特例を設けることとしたそうとするものであります。

すなわち、まず第一に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、退職手当の額を計算する場合、その基本となる勤続期間の計算につきましては、職員としての引き続いた在職期間によって計算することを原則といたしておりますが、外地官署引き揚げ職員、外国政府職員等であった者及び追放該当職員並びに軍人軍属であった者が、本邦に帰還した日から一定期間内に職員として再就職した場合には、前後の在職期間は引き続いたものとみなし、これを通算するという特例が設けられております。

なお、右の特例措置は昭和二十八年七月三十一日までに再就職した者についてのみ認められておりましたが、今回これを改正して、同年八月一日以降に再就職した者についても、同様

にこの特例を適用することができるといたしております。

第二に、従来、外地官署引き揚げ職員等の退職手当の額を計算する場合には、引き揚げ、追放等による退職のとき支給された退職手当の基礎となった在職期間はこれを除外することとしておりましたが、今回これを改め、当該退職者の再就職前後の在職期間を通算することとした場合に受ける退職手当の支給割合と、再就職前の在職期間に対する退職手当の支給割合との差を退職時の俸給月額に乘じた額とするにといたしております。

なお、以上の特例は本年三月一日以降の退職者について適用することといたしております。

本案に対しましては、各派共同提案にかかる修正案が提出せられました。修正の趣旨は、改正後の勤続期間の計算に関する特例を昭和二十八年八月一日以降の退職者に遡及して適用せしめようとするものであります。

右の修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定により内閣の意見を求めましたところ、やむを得ないものと認める旨の意見が述べられました。

本案並びに修正案につきましては、昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって修正議決となりました。

なお、本案に対しましては、全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の内容は、外地官署引き揚げ職員等の退職手当算定の基礎となる在職期間の通算措置を実情に即して緩和すべきであるというものであります。

次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定により現に支給されております年金を、別途国会に提出せられました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて改定したそうとするものであります。

以下、その内容について簡単に申し上げます。

まず第一に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた年金につきましては、その額を同年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給法等の年額

の改定措置に準じて改定することといたしております。

第二に、二十三年六月三十日以前から引き続き在職し、同年七月一日から新給付制度による俸給の再計算が実施されました同年十二月一日までの間に退職した者の年金額については、本人の希望により、六月三十日に退職したのとみなした場合に受け得る年金の額に改定できることといたしております。

第三に、公務傷病年金の最低保障額を、恩給法における増加恩給の引き上げ措置に準じて引き上げることといたしております。

なお、以上の年金額改定のほか、若年者に対する増額分の支給停止その他につきまして所要の措置を講ずることといたしております。

本案につきましては、審議の結果、昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

最後に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきに行なわれました国家公務員共済組合法の改正及び恩給法の一部改正に伴いまして、公共企業体職員等共済組合の長期給付の内容

に不均衡を生ずることとなりましたので、その内容を合理化する等のため提出されたものであります。

以下、その内容について簡単に申し上げます。

第一は、軍人としての恩給期間の組合員期間への算入について、次の措置をとることとしたしております。すなわち、恩給法の一部改正によりまして、昭和三十五年七月一日から恩給の基礎在職年に算入されることとなりまして旧軍人、旧準軍人または旧軍属の七年未満の在職年数を組合員期間に算入することとするともに、軍人一時恩給の基礎となつた七年以上十二年未満の恩給期間も組合員期間に算入することとしたしております。また、軍人普通恩給を受ける権利は受給権者の希望によつて消滅することとし、この場合、その基礎となつている在職年数を組合員期間に算入することとしたしております。

第二は、国家公務員共済組合法の例にならぬ、新たに、組合員期間十年以上二十年未満の組合員が死亡した場合にも遺族年金を支給することができることとしたのであります。

第三は、遺族の範囲に関する規定を整備することとし、組合員または組合

員であつた者の死亡当時、その夫、父母または祖父母については、五十五才以上でなければ遺族とはいはさないことになつておりますが、これを五十五才以上であることを要しないこととしたしております。ただし、遺族年金につきましては、五十五才までその支給を停止することとしたしております。なお、本案は、さきに参議院において修正議決の上、本院に送付されたものであります。修正の内容は、おおむね次の通りであります。

すなわち、現行法におきましては、旧令共済組合の組合員であつた期間は、昭和二十三年六月三十日までで職員となり、以後引き続き職員である者に限つてその期間を資格期間として見ることとなつておりますが、これを、本法の施行日の前日であります三十一年六月三十日までで職員となつた者からその範囲を広げることとしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、昨十九日質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもつて参議院送付案の通り可決となりました。なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付すべきものと決しました。

附帯決議の趣旨は、旧陸海軍工廠等から日本国有鉄道その他の公社に引き継がれた職員等については、期間、金額とも完全な通算措置を講ずべきこと、また、三公社に再就職した職員については、再就職前後の組合員期間をすべて通算できるとせられたい、というものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の一部を修正する。附則第二項を次のように改める。

2 改正後の国家公務員等退職手当法(以下「新法」という。)附則第七

項中新法附則第九項に係る部分及び附則第九項の規定は、昭和二十

八年八月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新法附則

第七項中新法第七条の二第一項に係る部分及び附則第十項の規定

は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用

する。

3 昭和二十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日までの期間(以下「適用期間」という。)内に退職した者につき、新法附則第九項の規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間に関する事項のうち同項に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額その他当該退職手当の計算の基礎となる事項については、当該退職の日においてその者について適用されていた退職手当の支給に関する法令(以下「退職時の法令」という。)の規定によるものとする。

ただし、勤続期間に関する事項のうち新法附則第四項に規定するものについては、政令で別段の定めをすることができる。

4 適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるもの(そのものの退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族)が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る新法及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族(当該退職した者の退職が死亡による場合には、

その者の他の遺族)で適用期間内に死亡したものの以外のものであるし、その請求により、支給する。

5 新法第十一条の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第一項中「職員」とあるのは、「職員又は職員であつた者」と読み替へるものとする。

6 適用期間内に退職した者で新法附則第九項の規定の適用を受けるものに退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当(そのものの退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の法令の規定に基づいてこの法律の施行前に既に支給された退職手当)は、新法及び附則第三項の規定による退職手当(前二項に規定する遺族に支給すべき新法及び附則第三項の規定による退職手当を含む。)の内払とみなす。

本案施行に要する経費は、約一億円である。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

本案施行に要する経費は、約一億円である。

三案のうち、まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。日程第一の委員長の報告は修正、第二の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第三について採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出)
地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、後進地域の開発に関する公共事業に係る国

の負担割合の特例に関する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案、地方財政法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案

右

昭和三十六年三月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、後進地域の開

発に関する公共事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)を当分の間引き上げることにより、後進地域の開発に関する公共事業の実施を推進し、もつて後進地域の経済基盤の強化と住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「適用団体」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値(以下「財政力指数」という。)が、〇・四六に満たない都道府県をいう。

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が適用団体に負担金を課して行なう次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が

負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

- 一 河川
- 二 海岸
- 三 砂防設備
- 四 林地荒廃防止施設
- 五 地すべり防止施設
- 六 林道
- 七 道路
- 八 港湾
- 九 漁港
- 十 農業用施設

(国の負担割合の算定方法等)

第三条 開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合は、当分の間、適用団体ごとに当該開発指定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。

$$1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{財政力指数}}{0.46}$$

2 前項の規定を適用した場合において、適用団体の負担割合が百分の十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該開発指定事業に係る経費に対する適用団体の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定める。

3 開発指定事業について適用団体が法令の規定により分担金、負担金その他これらに準ずるものを徴収することとしている場合におけるその適正な徴収の確保に関し必要な事項は、政令で定める。

4 自治大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、経済企画庁長官並びに開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び適用団体の長に通知するものとする。

(政令への委任)

第四条 前条第一項及び第二項の規定により開発指定事業に係る経費に対して国が通常の負担割合をこ

昭和三十六年四月二十日 衆議院會議録第三十一号 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案外一案

六一八

えて負担することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

(経過措置)

2 適用団体であつて、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)第十七条、東北開発促進法(昭和三十一年法律第十号)第十二条第二項及び第三項、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)第十二条第二項、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)第十二条第三項並びに四国地方開発促進法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第七十号)附則第二項及び附則第三項並びにこれらに基づく政令(以下「国の負担割合の特例に関する法令」という。)の規定を適用して算定した場合の国の負担総額が通常の国の負担割合による国の負担総額をこえる部分の昭和三十六年度においては十分の十の額、

昭和三十七年度においては二分の一の額、昭和三十八年度においては四分の一の額が、それぞれこの法律の規定により算定した国の負担総額が通常の国の負担割合による国の負担総額をこえる部分の額をこえるもの又は適用団体以外の都府県であつて、地方財政再建促進特別措置法第三条第四項に規定する財政再建団体であるもの若しくはこの法律の施行の際現に同法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なうものについては、この法律又はこの法律による改正後の国の負担割合の特例に關する法令の定めにかかわらず、この法律による改正前の国の負担割合の特例に關する法令の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定により通常の国の負担割合に乗する数、この法律による改正前の東北開発促進法第十二条第二項本文に規定する通常の国の負担割合に対する率、この法律による改正前の九州地方開発促進法第十二条第二項本文に規定する通常の国の負担割合に対する率及びこの法律による改正前の四国地方開発促進法第十二条第三項本文(四国地方開発促進法の一部を改正する法律附則第二項にお

いて準用する場合を含む。)に規定する通常の国の負担割合に対する率は、当該数又は率から一を減じた数又は率の昭和三十六年度にあつては十分の十、昭和三十七年度にあつては二分の一、昭和三十八年度にあつては四分の一にそれぞれ一を加えた数又は率とする。

3 第三条第四項の規定は、前項後段の規定による通常の国の負担割合に乗する数又はこれに対する率の算定及び通知について準用する。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

4 地方財政再建促進特別措置法の一部を次のように改正する。

第十七条各号列記以外の部分中「財政再建団体のを「財政再建団体(都道府県を除く。))」に改める。

(東北開発促進法の一部改正)

5 東北開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「地方財政再建促進特別措置法との関係」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項並びに前二項の規定は」を「前項の規定は」に、「同

法を「地方財政再建促進特別措置法」に改め、同項を同条第二項とする。

(九州地方開発促進法の一部改正)

6 九州地方開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「地方財政再建促進特別措置法との関係」に改め、同条第二項を削る。

(四国地方開発促進法の一部改正)

7 四国地方開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「地方財政再建促進特別措置法との関係」に改め、同条第三項を削る。

8 四国地方開発促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項及び附則第三項を削る。

(北陸地方開発促進法の一部改正)

9 北陸地方開発促進法(昭和三十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

(中国地方開発促進法の一部改正)

10 中国地方開発促進法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(自治省設置法の一部改正)

11 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の号を加える。

十三 後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭和三十六年法律第 号)の規定により開発指定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

理由

後進地域の開発に關する公共事業の実施を推進するため、当該事業についての国の負担割合を当分の間引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方財政法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年三月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の五の次に次の一条を加える。

(地方債証券の共同発行)

第五条の六 証券を発行する方法によつて地方債を起す場合には、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方債の消化を促進するため、地方公共団体は、地方債証券を共同発行することができるものとし、この場合においては、地方債の償還及び利息の支払について連帯債務を負ふこととする必要がある、これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長濱田幸雄君。

[報告書は会議録追録に掲載]

[濱田幸雄君登壇]

○濱田幸雄君 たいま議題となりました二つの法律案について、地方行政

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案について申し上げます。

わが国の経済の発展と国民福祉の向上をはかるため、近時、地方開発の必要性が特に強調せられ、これが対策として、後進地域の立地条件を整備し、その体質を改善して、いわゆる地域格差を是正することがきわめて緊要なることは、申すまでもありません。そして、今後、これらの後進地域における公共事業を拡大するためには、財政力の乏しい地域の開発に関する公共事業につき、国の負担割合を高め、当該地域の負担を軽減することが必要であります。

公共事業についての国庫負担率の特例制度といたしましては、現に地方財政再建促進特別措置法及び各地方開発促進法に基づく制度がありますが、これらの制度は、必ずしも開発を必要とする後進地域を網羅していないのみならず、過去に赤字を出した団体であるかどうかという点に主眼を置いておられますので、地方団体相互間における均衡を欠いており、地方財政の現実に即しないものとなっているのでございます。従つて、このような事情にかんがみ、これら現行制度を再検討して、新たに全国的に後進地域の開発を推進をはかるための総合的な財政援助制度を設ける必要が生じております。

本案は、以上のごとき現状に立脚して、後進地域の開発に関する公共事業の実施をさらに推進するため、当該事業についての国の負担割合を特に引き上げようとするものでありまして、その内容は大体次の通りであります。

第一に、適用団体の基準を、地方交付税制度上の基準財政収入額の基準財政需要額に対する比率に求めることとして、都道府県における過去三年間の右比率の平均がおおむね四六%でありますので、これを財政力指数の平均値とし、それぞれの都道府県の財政力指数が四六%に満たない場合に、その団体に本法の適用をいたすこととしておられます。

第二に、適用事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、林道、道路、港湾、漁港及び農業用施設の事業とし、具体的には政令でこれを定めることとしておられます。

第三に、国の負担割合の引き上げの方法につきましては、財政力指数が最も低い適用団体の引上率が二五%となるように定め、財政力の上昇に応じて減減する方式によることとしておられますが、その結果、適用団体の負担割合が一部未達となる事業につきましては、最低限度一割は地方公共団体が負担するように国の負担割合を定めおられます。

第四に、現行の地方財政再建促進特別措置法及び各地方開発促進法の規定による国の負担割合の特例は、都道府県については廃止することを建前とし、三十八年度までに漸進的に本法に吸収することといたしまして、所要の経過措置を設けております。

本案は、三月三日日本委員会に付託され、同九日渡海自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なひました。その詳細につきましては、会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

四月十八日質疑を終了し、本四月二十日討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同による附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、前田委員の趣旨弁明がありまして、これを付することと決しました。

次いで、委員長より安井自治大臣に對し、本決議に対する意見を求めましたところ、その趣旨を尊重する旨の発言がありました。

本決議文を朗読いたします。

附帯決議

本法の施行にあたり、政府は、本法の意図する地域格差の是正を達成するため、それぞれの適用団体における開発が総合的效果をあげ得るよう配慮するとともに、開発指定事業の決定に際しては、とくに左記事項の実現をはかるべきである。

一、災害関連事業並びに海岸保全施設整備事業及び湖岸堤防整備事業については、事業費の額による制限を加える場合においても、その額は最小限度に止めること。

一、河川事業については、小規模河川改修事業をも対象事業とする。

一、砂防事業、治山事業及び地すべり対策事業については、適用河川水系及び準用河川水系にかかるとのすべて対象事業とすること。右決議する。

以上であります。

次に、地方財政法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方公共団体が証券を発行する方法によつて地方債を起す場合において、信用力を補充し、その消化を容易にするため、二つ以上の地方公共団体が、議会の議決を経て、共同して証券を発行することができるものとし、この場合においては、これらの地方公共団体は、その地方債の償還及び利息の支払について連帯債務を負ふこととしようとするものでござい

す。

昭和三十六年四月二十日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告

查いたしました。これらの詳細については會議録に譲ります。

四月十八日日本法案に対する質疑を終了し、本四月二十日討論を省略して採決を行ないましたところ、本法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

出席國務大臣

郵政大臣 小金 義照君
自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君
電気通信監理官 松田 英一君

○朗読を省略した議長報告 (応召議員)

一、今二十日、東京都第一区選出安井誠一郎君は応召し、当選証書の対照を終わった。

(理事補欠選任)

一、昨十九日、文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 高津 正道君(理事山崎始男君昨十九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員

亀岡 高夫君 内藤 隆君

農林水産委員

内藤 隆君 榑崎弥之助君

農岡 高夫君 足鹿 覺君

決算委員

足鹿 覺君 榑崎弥之助君

一、昨十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

農岡 高夫君

農林水産委員

中馬 辰猪君 福永 一臣君

湯山 勇君 網島 正興君

足鹿 覺君

予算委員

農林水産委員
亀岡 高夫君 足鹿 覺君
内藤 隆君 榑崎弥之助君
決算委員
榑崎弥之助君 足鹿 覺君
一、昨十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 福永 一臣君
農林水産委員
網島 正興君 亀岡 高夫君
足鹿 覺君 中馬 辰猪君
湯山 勇君
予算委員
中馬 辰猪君 網島 正興君
決算委員
湯山 勇君 足鹿 覺君
(議案提出)
一、去る十八日議員から提出した議案は次の通りである。
地方交付税法の一部を改正する法律案(川村憲義君外九名提出)
一、昨十九日議員から提出した議案は次の通りである。
公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外七名提出)
(議案付託)
一、去る十八日委員会に付託された議案は次の通りである。
農業生産組合法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第二五号)
農林水産委員会 付託

一、昨十九日委員会に付託された議案は次の通りである。
地方交付税法の一部を改正する法律案(川村憲義君外九名提出、衆法第二六号) 地方行政委員会 付託
(条約送付)
一、去る十八日参議院に送付した条約は次の通りである。
日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件
(議案送付)
一、去る十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農業生産組合法案(芳賀貢君外十一名提出)
一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
地方交付税法の一部を改正する法律案(川村憲義君外九名提出)

(質問書提出)

一、昨十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
道路運送法の一部改正に関する質問主意書(松前重義君提出)

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部 十五円
（但し良質紙は二十円）
（電送料別）
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話 九段御堂一五五